

二、最低賃銀法の即時制定  
の條給生活者。負擔者は口庫。

三、健康保險法の改正  
資本家は政府の全額負担。休業手当日收の百分の六十。治療並に薬品の全額支給。休業日数及禁煙治療費に一切の制限を加へざる事。適用範囲(一)の雇傭労働者並に年收千二百円以下の傭給生活者。但し失業者を含む給付範囲は一切の疾病。

四、八時間労働法の即時実施  
一日八時間(週四十八時間)毎日(時間)は食事休憩時間とす。

五、婦人青少年労働者保護法の制定  
満十八才未満の男女労働者は六時間労働たらしむ。満十四才未満の幼年労働禁止。寄宿舎設備費用の資本家全額負担と完全なる自主獲得。徒弟制度の廃止。除隊後の復職要求。入営中の貸銀全額支拂。

産前産後各八週間。月経時三日の休業と手当支給並びに授乳時間の休業。深夜業の即時禁止。有害危険坑内労働の禁止。監獄的寄宿制度。自衛制度。前借制度の撤廃。罰金制度の撤廃。資本家負担の完全なる授乳及び託児設備の設置。

(以上)

(四)

### 團結權罷業權獲得闘争に關する件

関東電気労働組合提案

金融恐慌の影響を受けたり或は口資本家階級は、その負擔を労働者階級に轉化し、資本の一時的小康を得んがため、工場閉鎖、投資縮小を断行し、産業の合理化による、試行、賃銀値下、労働時間延長等々を、強制し來りたり。

かゝる資本の狂暴化による適度解の耐えかね、全労働大衆は全國一斉に憤起せり。

その具體的現象は、工代、工賃の運動となり、大衆的ストライキの噴出であり、門争の争が、真に多く、全労働階級の生活を擁護する事である。

いふより、労働階級、生活擁護のため、切迫的門争も、泥靴とサトウモロコシ、或は暴力的弾圧等々依りて、完全な蹂躪され、労働階級が、一たび發せられたる力をさへも奪は去らんとしてくる。

この時、かゝる事制的暴圧法の撤廃と團結權、罷業權の獲得を以て、労働階級の解放のあり得ない、かゝるが故に、團結權